

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日発行)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (経営指導課)
  - 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正 (シ)
  - 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正 (シ)
  - 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (水産課)
  - 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正 (シ)
  - 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正 (シ)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号 (農業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正し、平成九年九月二十四日から施行する。

平成九年九月二十四日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則 (昭和三十七年一月鳥取県規則第二号) 第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年一・五五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、二の表を次のように改める。

利子補給を上乗せする場合	利 子 補 給 率	
	県が上乗せする率	市町村が上乗せする率
一 第一号に掲げる場合	年〇・一パーセント	年〇・一パーセント
二 第二号に掲げる場合	年〇・二パーセント	年〇・〇八パーセント
三 第三号に掲げる場合	年〇・二パーセント	年〇・二パーセント
四 第四号に掲げる場合	年〇・一パーセント	年〇・一パーセント
五 第五号に掲げる場合	年〇・一パーセント	年〇・一パーセント
六 第七号に掲げる場合	年〇・一パーセント	年〇・一パーセント
七 第八号に掲げる場合	年〇・一パーセント	年〇・一パーセント
八 第九号に掲げる場合	年〇・一パーセント	年〇・一パーセント

三の表中「年一・五五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、四の表を次のように改める。

利子補給を上乗せする場合	利 子 補 給 率	
	県が上乗せする率	市町村が上乗せする率
第一号に掲げる場合	年〇・一パーセント	年〇・一パーセント

### 鳥取県告示第六百三十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号 (農業近代化推進資金の利子補給率等について) の一部を次のように改正し、平成九年九月二十四日から施行する。

平成九年九月二十四日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・七パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年〇・七七五パーセント」を「年〇・七二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百三十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年九月二十四日から施行する。

平成九年九月二十四日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年二・九五パーセント」を「年二・七五パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、同表の二及び三の項中「年二・七パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百三十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年九月二十四日から施行する。

平成九年九月二十四日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年一・八五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の二から七までの項中「年一・五五パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・二五パーセント」に改め、同表の八の項中「年一・五五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の九の項中「年一・五五パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年一・三五パーセント」を「年一・二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百三十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年九月二十四日から施行する。

平成九年九月二十四日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年二・七パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改める。

**鳥取県告示第六百三十八号**

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年九月二十四日から施行する。

平成九年九月二十四日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・二パーセント」を「年三・〇パーセント」に、「年一・〇五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改め、二の表中「年一・二五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改める。